

周南市庁舎建設基本・実施設計業務委託

公募型プロポーザル実施説明書

平成26年4月23日

山口県 周南市

目 次

1	趣旨	P. 1
2	業務概要	P. 1
3	選考方針	P. 1
4	担当課	P. 1
5	スケジュール	P. 2
6	参加資格	P. 2
7	業務実施上の条件	P. 3
8	参加表明書の提出等	P. 4
9	1次選考	P. 5
10	技術提案書の提出等	P. 6
11	2次選考	P. 7
12	業務委託契約に関する事項	P. 8
13	参加者の失格	P. 9
14	その他	P. 9
15	添付資料	P. 10

1 趣旨

この説明書は、周南市庁舎建設基本・実施設計業務を委託するに当たり、公募型プロポーザル方式により高度な設計能力及び豊富な経験を有する設計者を選定するために必要な事項を定めるものである。

2 業務概要

(1) 業務名

周南市庁舎建設基本・実施設計業務委託

(2) 業務内容

周南市庁舎建設工事に係る基本設計及び実施設計

(詳細は設計業務概要書(別添②)及び設計業務委託特記仕様書(別添③)のとおり)

(3) 履行期間

契約の日から平成28年2月22日まで

(4) 委託料の上限

198,612,000円

(5) 発注者

周南市

(6) 計画概要

「周南市庁舎建設基本構想」(別添⑥)及び「周南市庁舎建設基本計画」(別添⑦)のとおり

3 選考方針

(1) 審査主体

設計者の選定に当たっては、周南市庁舎建設設計者選定委員会(以下「委員会」という)において選考を行う。

(2) 1次選考

書類審査を行い、技術提案書の提出を要請する者を5者程度選定する。

(3) 2次選考

公開によりプレゼンテーション及びヒアリングを行い、委託候補者1者及び次席者1者を特定する。

(4) その他

委員会の委員構成については、2次選考当日まで公表しない。

4 担当課

周南市 企画総務部 庁舎建設課

〒745-8655 山口県周南市岐山通1丁目1番地

電話番号 0834-22-8153 (直通)

ファクス番号 0834-22-8266 (直通)

電子メール chosha@city.shunan.lg.jp

5 スケジュール

実 施 内 容	実施期間（平成26年）
参加表明書作成に関する 質問受付	4月23日（水）～ 5月8日（木）
参加表明書受付	4月23日（水）～ 5月13日（火）
1次選考	5月16日（金）頃
1次選考結果	5月20日（火）頃
技術提案書作成に関する 質問受付	5月23日（金）～ 6月2日（月）
技術提案書受付	5月23日（金）～ 6月5日（木）
公開プレゼンテーション 及びヒアリング	6月15日（日）
審査結果の通知	6月下旬
契約締結	7月上旬

6 参加資格

（1）単体企業として参加する場合

次のア～オに掲げる事項を全て満たしていることを要件とする。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の11第1項において準用する第167条の4第1項又は第2項に定める者でないこと。

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者にあつては、当該手続開始の決定の後に建設工事等競争入札参加資格の再審査取扱要領（平成15年4月21日制定）により資格の再認定を受けていること。

ウ 参加表明書の提出日時時点で、周南市指名競争入札参加資格（測量・建設コンサルタント業者）を有する者であること。

エ 参加表明書の提出の日から契約締結までの間において、指名停止の措置を周南市から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

オ 暴力団（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７号）第２条第１項第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくはその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。）、暴力団若しくはその構成員でなくなった日から５年を経過しない者又はこれらの統制下にある者でないこと。

（２）共同企業体として参加する場合

共同企業体を組織して本プロポーザルに参加しようとする場合には、構成者が上記の単体企業として参加する場合の要件を全て満たしていることを要件とする。

この場合においては、参加表明書の提出までに共同企業体を組織し、共同企業体の設置に関する協定書（様式は、国土交通省のホームページに掲載されている共同企業体標準協定書に準じて任意に作成するものとする。）を参加表明書の提出時に添付するものとする。

（３）共通（提案者等の要件）

ア 提案者及び建築（構造）主任担当技術者が所属する団体は、建築士法（昭和２５年法律第２０２号）第２３条の３に規定する一級建築士事務所の登録を有すること。

イ 配置予定技術者は、所属する団体と平成２６年４月１日以前に３ヶ月以上の雇用関係を有していること。

ウ 本プロポーザルへの参加表明及び技術提案は、共同企業体構成者も含め１者当たり１件とし、重複参加は認めない。

７ 業務実施上の条件

（１）技術者条件

管理技術者、建築（総合）主任担当技術者、建築（構造）主任担当技術者、建築設備（電気）主任担当技術者及び建築設備（機械）主任担当技術者を配置するものとし、それぞれ次に掲げる資格等を満たすものとする。なお、兼任はできないものとする。

ア 管理技術者

次の要件をいずれも満たすこと。

①建築士法（昭和２５年法律第２０２号）第２条第２項に規定する一級建築士であり、提案者の組織に属していること。

② 国又は地方公共団体の庁舎で延べ面積１０，０００㎡以上の建物の設計業務（平成１０年４月１日以降に発注され平成２６年３月３１日までに完了したものに限り。）に管理技術者として携わった実績を有すること。

イ 建築（総合）主任担当技術者

建築士法第２条第２項に規定する一級建築士であり、提案者の組織に属していること。

ウ 建築（構造）主任担当技術者

- 建築士法第10条の2第4項に規定する構造設計一級建築士であること。
- エ 建築設備（電気）主任担当技術者及び建築設備（機械）主任担当技術者
建築士法第20条第5項に規定する建築設備に関する知識及び技能につき国土交通大臣が定める資格を有する者であること。

(2) 再委託に関すること

設計業務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分を再委託してはならない。

8 参加表明書の提出等

(1) 提出書類

提出書類	様式等	提出部数等
参加表明書	様式－1（参加表明書）	1部
	様式－2（業務実施体制）	ホチキス留め 10部 クリップ留め 1部
	様式－3（予定技術者の経歴等）	
	様式－4（予定技術者の業務実績）	
	添付資料 (入札参加資格登録書の写し) (共同企業体の設置に関する協定書 ※共同企業体のみ) (技術者資格を証する資料) (提出企業パンフレット)	1部

(注) 提出書類の作成方法の詳細については、参加表明書及び技術提案書作成要領（別添⑧）のとおり

(2) 提出方法

ア 提出期間

平成26年 4月23日（水）午前8時30分から

平成26年 5月13日（火）午後5時15分まで

持参による場合の受付時間は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前8時30分から午後5時15分までとする。

イ 提出先

本説明書4に掲げる担当課

ウ 提出方法

持参又は送付（いずれの方法でも提出期間内必着とする。）

(3) 参加表明書に関する質問の受付及び回答

ア 様式

様式－８（質問書）

イ 受付期間

平成２６年 ４月２３日（水）午前８時３０分から

平成２６年 ５月 ８日（木）午後５時１５分まで

持参による場合の受付時間は、休日を除く午前８時３０分から午後５時１５分までとする。

ウ 提出先

本説明書４に掲げる担当課

エ 提出方法

持参、送付、ファクス又は電子メール（いずれの方法でも受付期間内必着とする。）

オ 質問に対する回答の方法

質問に対する回答は、質問を担当課が受理した日から３日（休日を含みません。）以内に、質問者のみに対して、電子メールにより行う。また、受付期間の末日まで担当課において閲覧に供する。

９ １次選考

（１）選考方法

委員会において、参加表明書の書類審査を行い、技術提案書の提出を要請する者を５者程度選定する。

（２）評価項目

評価項目は、次表に掲げるとおりとする。

評 価 対 象			評 価 項 目
予定技術者の技術力及び業務実施体制	管理技術者	技術力	同種あるいは類似する業務の実績（※１）
		専任性	手持ち業務の状況
	各主任担当技術者	技術力	同種あるいは類似する業務の実績（※１）
		専任性	手持ち業務の状況
	業務実施体制		実施体制の的確性 専門技術力の確認

※１ 「同種あるいは類似する業務の実績」について

平成１０年４月１日以降に発注され平成２６年３月３１日までに完了したもののうち、それぞれ以下の条件を満たすもの。

【同種業務】

国又は地方公共団体の庁舎で延べ面積２０，０００㎡以上の建物の設計業務

【類似業務】

国又は地方公共団体の庁舎で延べ面積１０，０００㎡以上の建物の設計業務

（３）結果の通知

１次選考で選定されなかった者に対しては、「非選定通知書」により、選定しな

かった理由を付してその旨を通知する。１次選考で選定された者に対し、「技術提案書提出要請書」を郵送で書面にて通知するものとする。

１０ 技術提案書の提出等

（１）提出書類

提出書類	様式等	提出部数等
技術提案書	様式－５（技術提案書表紙）	１部
	様式－６（業務の実施方針等）	ホチキス留め１０部
	様式－７（テーマ別技術提案）	クリップ留め １部
	参考見積書 ※様式は自由	１部

（注）提出書類の作成方法の詳細については、参加表明書及び技術提案書作成要領（別添⑧）のとおり

（注）様式－７は、次の（２）に掲げるテーマについての技術提案を記載すること。

（２）技術提案を求めるテーマ

ア テーマ１ 市のシンボルとして市民に親しまれる庁舎の配置及び敷地利用について

周南市らしさの実現やにぎわいの醸成につながる庁舎とするため、現本庁舎のうち北側エリアに新庁舎を配置するという制約の下、景観や日影への配慮を踏まえた、最も有効な建物配置及び駐車場等の敷地利用について提案すること。

イ テーマ２ 人にやさしい庁舎について

全ての利用者にとって便利でわかりやすい窓口配置など、市民サービスの向上に配慮した庁舎について提案すること。

ウ テーマ３ 安心・安全な庁舎について

災害発生時に、市民の生命と財産を守るための中枢としての機能を有し、災害からの復旧・復興に欠かせない行政機能を確保することのできる庁舎について提案すること。

エ テーマ４ ライフサイクルコストの縮減が図られた庁舎について

建築コストと環境負荷の総合的な縮減が図られた庁舎について提案すること。

（３）提出方法

ア 提出期間

平成２６年 ５月２３日（金）午前８時３０分から

平成２６年 ６月 ５日（木）午後５時１５分まで

持参による場合の受付時間は、休日を除く午前８時３０分から午後５時１５分までとする。

- イ 提出先
本説明書 4 に掲げる担当課
- ウ 提出方法
持参又は送付（いずれの方法でも提出期限必着とする。）

（４）技術提案書に関する質問の受付及び回答

- ア 様式
様式－８（質問書）
- イ 受付期間
平成２６年 ５月２３日（金）午前８時３０分から
平成２６年 ６月 ２日（月）午後５時１５分まで
持参による場合の受付時間は、休日を除く午前８時３０分から午後５時１５分までとする。
- ウ 提出先
本説明書 4 に掲げる担当課
- エ 提出方法
持参、送付、ファクス又は電子メール（いずれの方法でも受付期間内必着とする。）
- オ 質問に対する回答の方法
質問に対する回答は、質問を担当課が受理した日から３日（休日を含みません。）以内に、１次選考で選定された全ての者に対して、電子メールにより行う。

１１ ２次選考

（１）選考方法

１次選考で選定された者について、技術提案書に係るプレゼンテーション及びヒアリングを公開で行い、１次選考の評価結果及び２次選考の評価結果に基づき、委託候補者１者及び次席者１者を特定する。ヒアリングの日程及び実施内容については別途通知するものとする。

なお、他の参加者のプレゼンテーション及びヒアリングの傍聴はできないものとする。

（２）評価項目

評価項目は、次表に掲げるとおりとする。

ただし、選定委員会で評価項目を変更、追加等することがある。

評 価 対 象	評 価 項 目
業務の実施方針等	業務の理解度
	進行管理・実施方針
	工程計画の妥当性

テーマ別技術提案	テーマ 1	提案内容の的確性、実現性及び独創性
	テーマ 2	同上
	テーマ 3	同上
	テーマ 4	同上

(3) 結果の通知

2次選考において、委託候補者及び次席者に特定されなかった者に対しては、特定しなかった理由を付して、文書によりその旨を通知する。2次選考で委託候補者及び次席者に特定された者に対しては、文書によりその旨を通知するものとする。

(4) 結果の公表

選定委員会における審査及び評価の結果については、本プロポーザル手続の完了後に公表するものとする。

1 2 業務委託契約に関する事項

(1) 見積徴取の相手先としての特定

周南市は、委託候補者として特定した者を、本業務委託契約に係る随意契約の見積書徴取の相手先とするとともに、業務の詳細内容の協議を実施するものとする。

ただし、下記のいずれかに該当し、見積徴取ができない場合及び業務委託契約が締結できない場合には、次席者を見積書徴取の相手先として再特定するものとする。

ア 委託候補者が、地方自治法施行令第167条の4に規定する者に該当することとなったとき。

イ 委託候補者が、周南市から業務委託に係る指名停止を受けることとなったとき。

ウ 委託候補者が、特定後に本説明書13に掲げる失格条項に該当して失格となったとき。

エ 委託候補者からの見積徴取の結果、契約締結ができないとき。

オ 委託候補者が本業務委託契約の締結を辞退したとき。

(2) 業務委託の仕様及び実施条件

ア 本業務委託の仕様については、特記仕様書（別添③）に定めるほか、技術提案書に記載された内容を尊重し、発注者、受注者協議の上定めるものとする。

イ 本業務委託の仕様決定にあたり、委託候補者に対し業務の具体的な実施手法の提案等を依頼することがある。

ウ 業務の一部再委託は、本説明書7(2)の条件を満たす範囲で、「様式-2（業務実施体制）」にその旨の記載がある場合に限り認めるものとする。

エ 「様式-2（業務実施体制）」に記載した配置予定技術者は、特別の理由により発注者がやむを得ないと認める場合を除き、原則として変更できないものとする。

(3) 契約内容等

本業務の委託契約は、周南市契約事務規則及び周南市建築関係業務委託契約約款によるものとする。

(4) 失格による契約の解除

本業務委託の契約後に、契約者が本説明書 13 に定める失格条項に該当していたことが明らかとなった場合には、契約の解除を行うものとする。

13 参加者の失格

参加者が下記のいずれかに該当した場合には、その者の提出した参加表明書及び技術提案書を無効とし、提出者は本プロポーザルへの参加資格を失う。

ア 技術提案書が提出期限までに提出されない場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ 本説明書 6 に定める参加資格を満たしていない又は満たすことができなくなった場合

エ その他本説明書の定めに反した場合

オ 本件に関して不正な行為、公正さを欠く行為等があった場合

カ 他の参加者のプレゼンテーション及びヒアリングを傍聴した場合

14 その他

(1) 本件に係る費用負担

技術提案書等の作成、提出及びヒアリング参加等に要する費用は、その一切を参加者の負担とする。

(2) 書類提出に当たっての留意事項

ア 提出書類について、持参以外の方法による場合の不達及び遅配を原因とする提出者の不利益が生じても、本市はこの責を負わない。提出者においては、配達記録郵便の利用又はファクス若しくは電子メールの着信確認を行うなどの対策を講じること。

イ 提出された参加表明書及び技術提案書は、提出期限までは自由に改変ができるものとする。ただし、改変しようとする場合には、提出された書類を一旦持ち帰り、改めて改変された書類を提出すること。

ウ 提出期限を過ぎた後は、参加表明書及び技術提案書の改変はできないものとする。

(3) 使用言語及び通貨

本プロポーザルにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(4) 無効となる参加表明書又は技術提案書

提出された参加表明書又は技術提案書が、以下のいずれかに該当する場合には、

これを無効とする。

- ア 提出方法、提出先、提出期限等が本説明書その他の定めに適合しないもの
- イ 作成様式及び記載上の留意事項に示された内容に適合しないもの
- ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- エ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- オ 許容された表現方法以外の表現が用いられているもの（ヒアリングを含む。）
- カ 虚偽の内容が記載されているもの

（５）措置事項

参加表明書、技術提案書その他の提出書類に虚偽の内容を記載した場合には、その行為を行った者に対し、指名停止等の措置を行うことがある。

（６）技術提案書等の取扱い

- ア 提出された参加表明書及び技術提案書は、返却しない。
- イ 提出された参加表明書及び技術提案書の著作権は提出者に帰属するものとし、提出者に無断で利用することはない。ただし、本市は、本プロポーザル手続及びこれに係る事務処理に必要な範囲において、技術提案書等の複製、記録及び保存を行う。
- ウ 特定された技術提案書については、本プロポーザルにおける審査、評価及び特定結果についての説明責任を果たすべき趣旨から、その内容を公開するものとする。

（７）追加資料

配置予定技術者の所有資格、業務実績等の確認のため、追加資料の提出を求めることがある。

1 5 添付資料

- （１）提出書類の様式（別添①）
- （２）設計業務概要書（別添②）
- （３）設計業務委託特記仕様書（別添③）
- （４）位置図（別添④）
- （５）配置図及び平面図（別添⑤）
- （６）周南市庁舎建設基本構想（別添⑥）
- （７）周南市庁舎建設基本計画（別添⑦）
- （８）参加表明書及び技術提案書作成要領（別添⑧）